

第 百 十 九 号 議 案

江戸川区葛西児童発達支援センターの指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和五年十一月二十一日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区葛西児童発達支援センターの指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区葛西児童発達支援センターの指定管理者を次のように指定する。

名 称	指 定		指 定 の 期 間
	所 在 地	管 理 者	
江戸川区葛西児童発達支援センター	台東区花川戸一丁目九番一 二号 ネオマイム浅草リ セントー〇〇一	一般社団法人医療介護ケア協会 代表理事 篠原 興道	令和六年四月一日から令和十 一年三月三十一日まで

（説明）

令和六年四月一日から、新たに江戸川区葛西児童発達支援センターの指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。